関東自動車株式会社等に対する支援決定について

平成１６年１１月２６日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。

１．対象事業者の氏名又は名称

関東自動車株式会社
関東自動車整備株式会社
関東バス総合サービス株式会社
ケイ・テイ・バス株式会社

２．対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社足利銀行

３．事業再生計画の概要：　別紙

４．主務大臣の意見

意見なし

５．事業所管大臣(国土交通大臣)の意見

関東自動車株式会社は、栃木県宇都宮市を中心とする県央地区及び県南地区に相当数の乗合バス路線を展開し、地域住民の日常生活の足を支える役割を果たしていることから、再生計画の実施に当たっては、当該地域において適切な交通ネットワークが維持されるよう十分配慮されたい。

特に、路線の統廃合等を図る場合においては、その後の生活交通の維持、確保を期すため、地域協議会等の積極的な活用を図り、当該地域の関係者間において十分な議論を尽くすよう努められたい。

６．買取申込み等期間：　平成１６年１１月２６日から
平成１７年１月１３日まで（機構必着）

７．一時停止要請

法第 24 条第 1 項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記６に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請しました。

８．一般の債権の取扱

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

９．支援決定についての機構の考え方

対象事業者は、関東自動車株式会社を中核企業とし、栃木県内において約 70%のシェア（輸送人員ベース）を有する路線バス事業や貸切バス事業を主業としていますが、自家用車の普及等によって路線バス市場が継続的に縮小し、貸切バス市場における競争が激化する一方で、人件費その他の運営経費の基本的な見直しといった有効な施策を実行できなかったことから、有利子負債を返済するのに十分な収益を確保することができず、今日の窮境に陥っていました。

しかし、機構としては、金融機関による支援を通じ過剰な有利子負債を解消することを前提とすれば、以下の主要な施策の実行によって事業の再活性化と収益性の持続的な回復の蓋然性は高いものと判断しています。

（１）既に労働組合からも理解の得られた人件費の削減を含む事業運営の抜本的な効率化

（２）地域企業再生ファンドと機構との協調出資等による資本の充実

（３）路線バスの運行路線の継続的な検証や貸切バス・整備事業等の営業力の強化といった事業戦略の徹底

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3-3-1　新東京ビル９階
株式会社産業再生機構　　企画調整室
電話番号　　03-6212-6437